

公告

下記の工事について条件付一般競争入札を施行するので、次のとおり公告する。

令和5年10月23日

うきは市長 高木 典雄

工 事 発 注 表

| | |
|---------------------|--|
| 起工番号 | 5起工第19号 |
| 工種 | 土木一式工事 |
| 工事名 | 市道 千足5丁目・上流川線（浮羽橋）橋梁補修工事 |
| 工事場所 | うきは市浮羽町浮羽 地内 |
| 工期 | 契約締結の翌日より令和6年3月22日まで |
| 予定価格 | 79,791,800円(入札書比較価格72,538,000円) |
| 最低制限価格 | 有 |
| 議会の議決 | 不要 |
| 工事費内訳書 | 有り(明細書まで) |
| 建設リサイクル対象工事 | 該当 |
| 参加要件 | <p>・入札に参加できる者は、次に掲げる資格要件を全て満たした業者とする。</p> <p>(1) 次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当するものであること。</p> <p>(ア) うきは市内に本店(社)を設置している法人</p> <p>(イ) うきは市の区域で創業した法人で、現在本店(社)はうきは市外に移しているが、建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち、その他の営業所をうきは市内に設置している法人ただし、当該営業所がうきは市競争入札資格者名簿に平成22年8月1日時点で登録されており、かつ継続して登録されている法人に限る</p> <p>(ウ) 個人経営の市内の事業所にあつては、その経営を行う者がうきは市の住民基本台帳に記載されていること</p> <p>(2) うきは市競争入札参加者名簿に登録されている第1希望が土木一式工事の業者で、ランク規準がAランクであること。</p> <p>(3) この工事に関して、技術者を建設業法(昭和24年法律第100号)に従い、主任技術者(本工事において建設業法第26条第2項に該当する場合は監理技術者)として専任で配置できること。ただし、当該技術者は、当該国家資格を有する者(監理技術者の場合は監理技術者資格者証の交付を受けた者)で、この公告の日以前に採用され、雇用されている者であり、かつ、引き続き3ヶ月以上許可業種の別に関係なく、建設業法第15条第2号に規定する営業所の専任技術者でないこと。</p> |
| 入札参加申請について | <p>入札に参加を希望する者は、うきは市条件付一般競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付の上提出すること。</p> <p>受付期間 令和5年10月23日(月)から令和5年10月31日(火)まで</p> <p>受付場所 うきは市役所2階企画財政課契約管財係</p> <p>提出書類 1. うきは市条件付一般競争入札参加資格審査申請書 様式第1号 添付書類 (1) 同種・類似工事の施工実績調書 様式第2号 (2) 配置予定技術者届 様式第3号</p> |
| 設計図書の受付期間及び受付場所 | <p>受付期間 令和5年10月23日(月)から令和5年10月31日(火)まで</p> <p>受付場所 うきは市役所2階建設課公共土木係</p> <p>※設計図書の受取りにはCD-R(新品700MB以上)、受取者の印鑑を持参すること。</p> |
| 入札参加資格審査結果通知 | 上記申請書を確認の上、資格の有無を令和5年11月6日(月)までに通知する。 |
| 質疑書受取期間及び受取場所及び質疑回答 | <p>受取期間 令和5年10月23日(月)から令和5年11月1日(水)正午まで</p> <p>受取場所 うきは市役所2階建設課公共土木係 質疑書をFAXまたは持参 FAX 0943-75-5509</p> <p>質疑回答 令和5年11月2日(木) FAXにて回答する。</p> |
| 入札書の郵送締切及び郵送指定場所 | <p>郵送締切 令和5年11月8日(水) (必着)</p> <p>指定場所 〒839-1399 うきは市吉井町1236-3 吉井郵便局留 うきは市役所企画財政課契約管財係 行</p> <p>郵送方法 一般書留、簡易書留のいずれかによるものとする。</p> <p>※郵送する際は、中封筒に入札書(指定様式)外封筒に工事費内訳書を入れ郵送すること。</p> <p>※詳細は、「条件付一般競争入札及び郵便入札について」を参照のこと。</p> |
| 開札日時及び場所 | <p>開札日時 令和5年11月9日(木)10時00分より</p> <p>開札場所 うきは市役所2階入札室</p> <p>※最低応札者複数の場合はその旨通知し、翌日抽選とする。</p> |
| 入札保証金 | 免除 |
| 契約保証金 | 必要(契約締結時に請負金額の10%以上を付すること。) |
| 支払条件 | <p>前払金 有り(契約金額の4割以内、限度額1億円) ただし、前払い保証書を添付して、契約の翌日から起算して30日以内に請求すること。</p> <p>中間前払金 有り(契約金額の2割以内かつ前払金との合計が6割以内、限度額原則1億円(前払金との合計)) ただし、既に前払金を支出しており、かつ工期の1/2を経過しないと請求できない。</p> <p>部分払 有り</p> |
| 特記事項 | ※災害時やむを得ない事由により郵便物が届かない場合、開札を延期することがある。 |